教育訓練休暇給付金

2024年5月に成立した雇用保険法等の一部を改正する法律は、2025年4月以降段階的に施行されていますが、10月1日より教育訓練休暇給付金が創設されます。これは、労働者が離職することなく、教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、その訓練・休暇期間中の生活費を保障するため、失業給付（基本手当）に相当する給付として、賃金の一定割合を支給する制度です。

■ 主な支給要件

① 休暇開始前２年間に 12 か月以上の被保険者期間があること
- 原則、11 日以上の賃金支払いの基礎となった日数がある月が算定の対象になります。

② 休暇開始前に５年以上、雇用保険に加入していた期間があること
- 離職期間等がある場合であっても、一定の要件に合致すれば加入期間を通算できます。

③ 業務命令によらず、就業規則等に基づき 教育訓練を受けるための 無給の休暇を取得していること

■ 給付日数

雇用保険の加入期間に応じて給付日数が異なります。

加入期間	５年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
所定給付日数	90日	120日	150日

■ 支給までの流れ

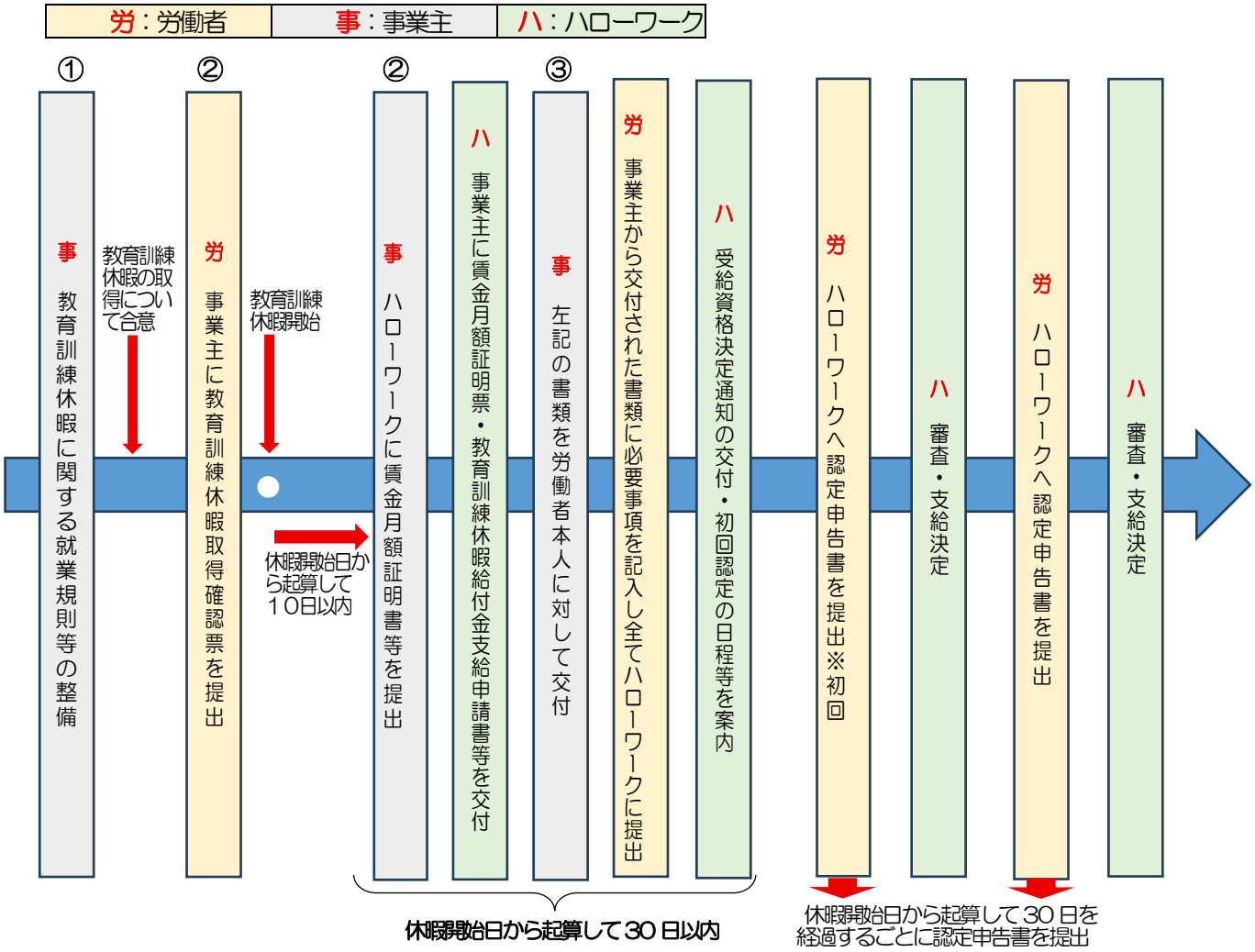

① 教育訓練休暇制度を就業規則または労働協約等に規定します。（厚労省 HP に掲載されているパンフレットをご参照ください。）

② 一般被保険者である労働者本人と事業主とで教育訓練休暇の取得について合意の上、労働者本人から教育訓練休暇取得確認票が提出されます。内容を確認して、必要事項を記入します。その上で、労働者の休暇開始日から起算して 10 日以内に休暇開始日の前日までの賃金支払い状況等を記載した賃金月額証明書をハローワークに提出してください。（その際、必要事項を記入した教育訓練休暇取得確認票、就業規則等の写し、賃金台帳、出勤簿等を添付してください。）

③ 賃金月額証明書をハローワークに提出した後、ハローワークから賃金月額証明票（事業主控え、本人手続用）及び教育訓練休暇給付金支給申請書を交付します。賃金月額証明票（本人手続用）及び教育訓練休暇給付金支給申請書は、一般被保険者である労働者が教育訓練休暇給付金の支給申請を行うために必要になりますので、速やかに労働者本人に交付してください

キリン社会保険労務士事務所　特定社会保険労務士　入来院 重宏
〒184－0004　東京都小金井市本町１－８－14 サンリープ小金井 305　ＴＥＬ042－316－6420